

# **工業標準化法（JIS法）の改正概要 について**

**平成30年9月20日**

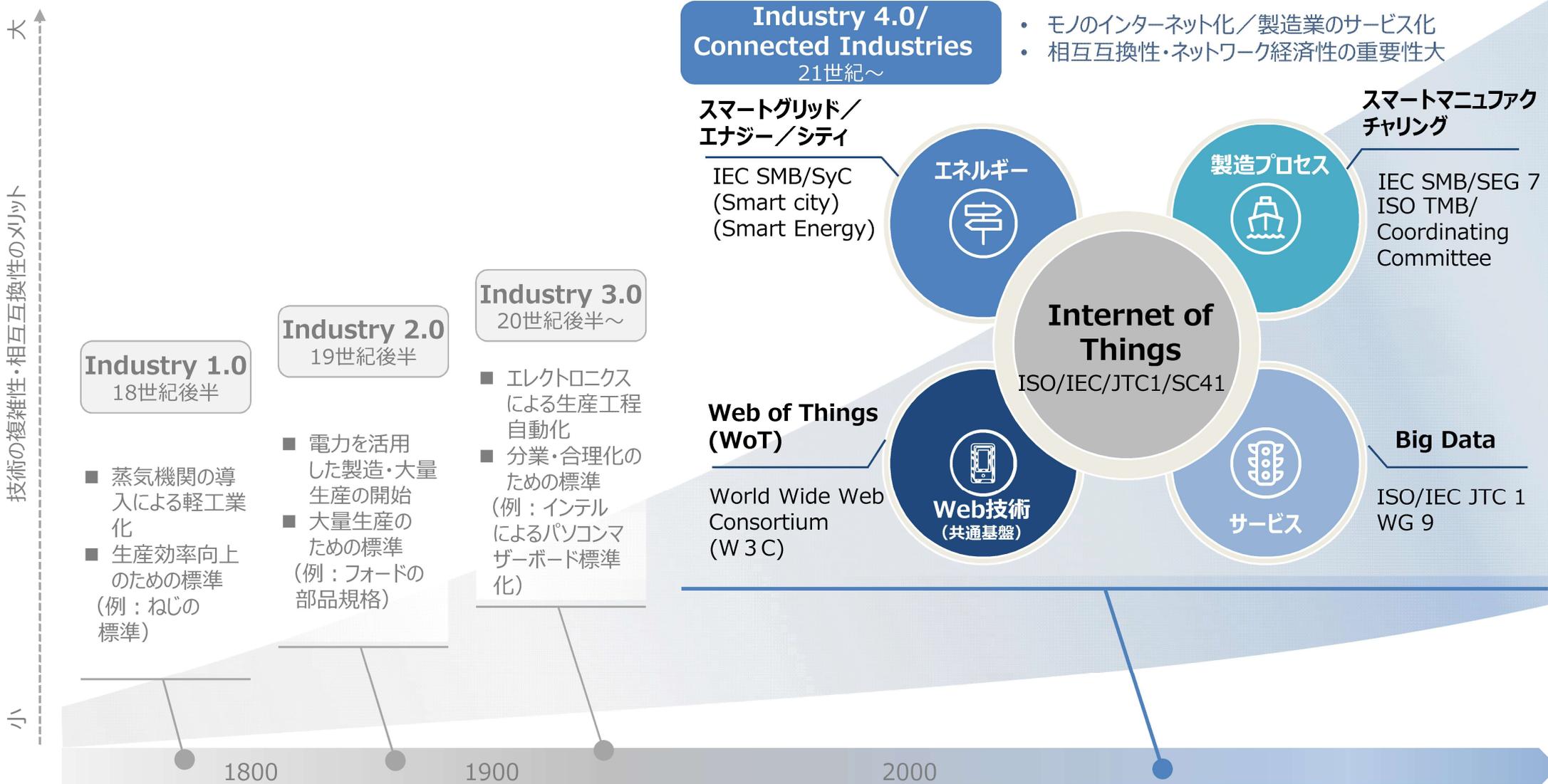
**経済産業省 産業技術環境局  
工業標準調査室  
課長補佐 関野 武志**

# 1. 検討の背景及び経緯

## 第4次産業革命時代の鍵を握る国際標準化

- 様々なつながりによる新たな付加価値を創出する“Connected Industries”を実現する上で、あらゆるモノやサービスをつなぐための国際標準化が極めて重要になっている。

### 技術・産業の変遷と標準化の重要性



# 1. 検討の背景及び経緯

## 国際市場における標準化の位置づけの変化

- 第4次産業革命など新しい分野では、研究開発・知財、標準化、規制、認証の相互作用の重要性を踏まえた方策を立てることが不可欠となっている。

従来

- 研究開発・知財、標準化、規制引用、認証が段階的に推移

研究開発・知財

標準化

規制引用・認証

現在

- 研究開発・知財、標準化、規制引用、認証体制の整備が同時に進行

研究開発の上で並行的に  
標準化を考慮する必要性が増大

規制と足並みをそろえた  
標準化の重要性が増大

認証ビジネスの視点から  
標準化への関与が増大

研究開発・知財

標準化

文書化された「規格」

規制引用

規制の技術「基準」

認証

欧州では、規制の技術  
基準を民間主導の標準  
に委ねる傾向

# 1. 検討の背景と経緯

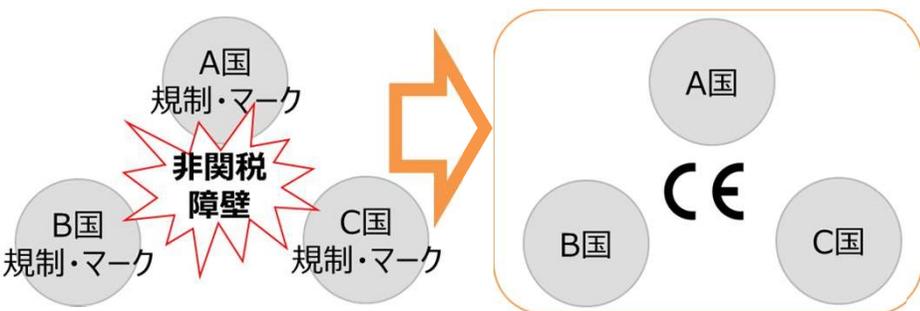
## グローバル市場は、国際規格への認証が市場獲得の最低条件

- 欧米では、欧州市場統合やWTO/TBT協定を契機として民間取引に第三者認証が活用され、グローバルな認証ビジネスが発展した。

### 認証ビジネス発展のきっかけ

#### 1985: ニューアプローチ

- 欧州整合規格の整備とCEマークの義務づけ



→ 認証機関の認証が域内すべてに通用  
(One Stop Certification)

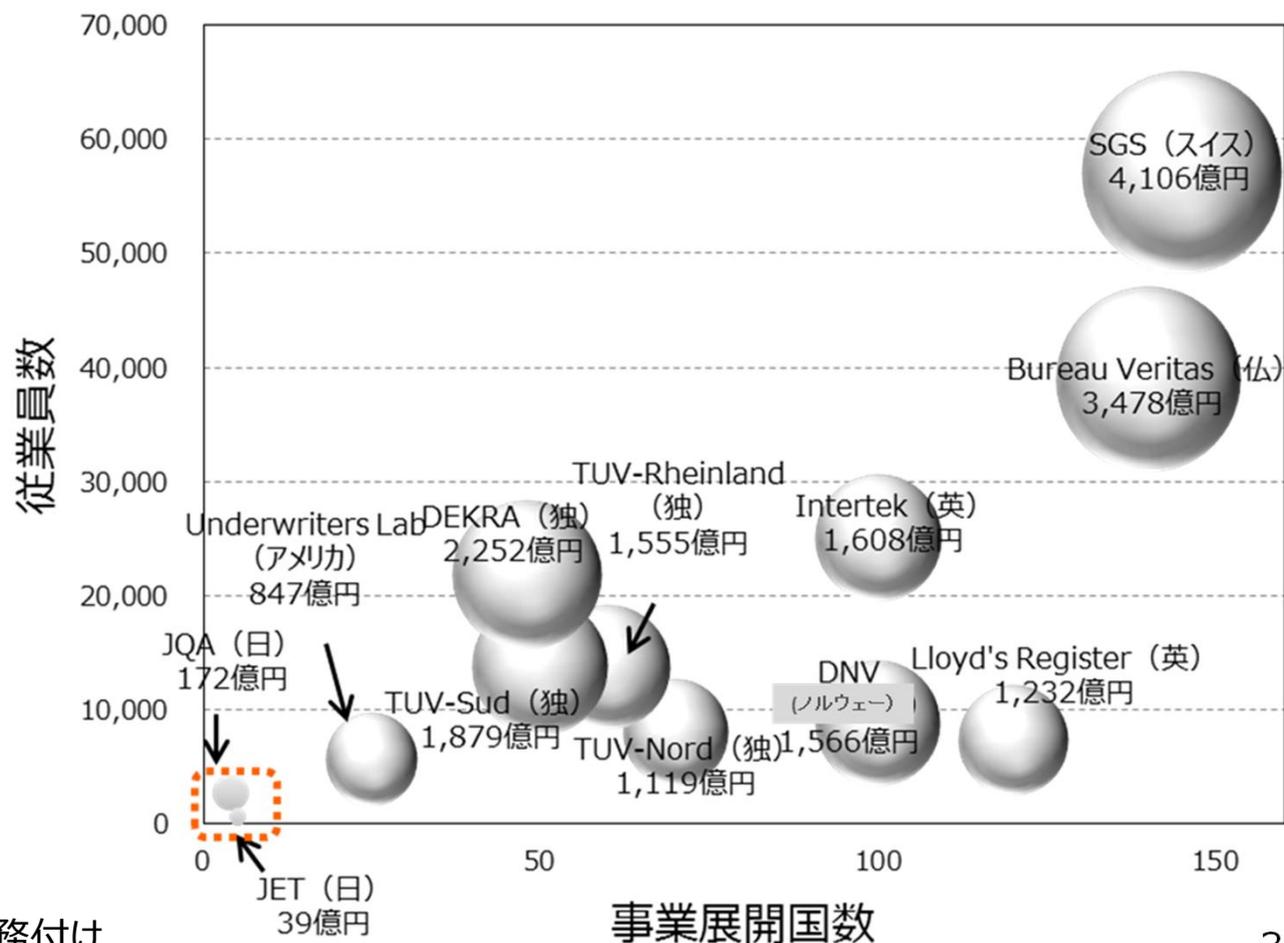
→ 認証機関同士の競争を促進

#### 1995: WTO/TBT協定

- TBT協定('95)、政府調達協定 ('96)

強制規格や適合性評価手続の作成、政府調達の際、原則として国際規格(ISO/IEC等)を基礎とすることを義務付け

### 各国認証機関の規模



# 1. 検討の背景及び経緯

- 標準をめぐる状況の変化を踏まえ、グローバル市場における我が国産業の競争力強化の観点から、新たな基準認証の在り方について、平成29年に審議会で検討。
  - ① JIS法は、鋳工業品関係（モノ）だけを対象にしているが、このままでよいのか。
  - ② 日本工業規格（JIS）を制定するのに約2年を要しているが、このままでよいのか。
  - ③ 国際標準獲得に向けた体制が弱いのではないか。等

## 産業構造審議会

### 産業技術環境分科会・基準認証小委員会

平成29年

第1回(5月30日)

第2回(6月15日)

第3回(7月21日)

合同会議

### 産業技術環境分科会

答申案取りまとめ(8月9日)

パブリックコメント

答申取りまとめ(10月)

## 日本工業標準調査会

### 基本政策部会

### 総会

第1回(7月21日)

第31回(7月24日)

平成30年

第2回(1月10日)

改正案等の検討状況について

- 答申に基づき、改正法案を取りまとめ、不正競争防止法等の一部を改正する法律案として国会(第196回)で審議され、平成30年5月30日公布。

2月27日 閣議決定

5月11日 衆議院経済産業委員会審議、議決

15日 衆議院本会議議決

5月22日 参議院経済産業委員会審議、議決

23日 参議院本会議議決

5月30日 改正案公布

## 2. 改正のポイント（全体）

- 工業標準化法は、鉱工業品の品質の改善、生産・流通・使用又は消費の合理化などのため、日本工業規格（JIS）の制定とJISマーク表示制度の運用のための措置を定めた法律。
- 今般、①JISの対象拡大・名称変更、②JIS制定の民間主導による迅速化、③認証を受けずにJISマークの表示を行った法人等に対する罰則の強化などの措置を講ずる。

### 【改正事項】

#### ① JISの対象拡大・名称変更

標準化の対象にデータ、サービス等を追加し、「日本工業規格(JIS)」を「日本産業規格(JIS)」に、法律名を「産業標準化法」に改める。

#### ② JIS制定の民間主導による迅速化

一定の要件を満たす民間機関からのJIS案について、調査会の審議を経ずに制定するスキームを追加する。

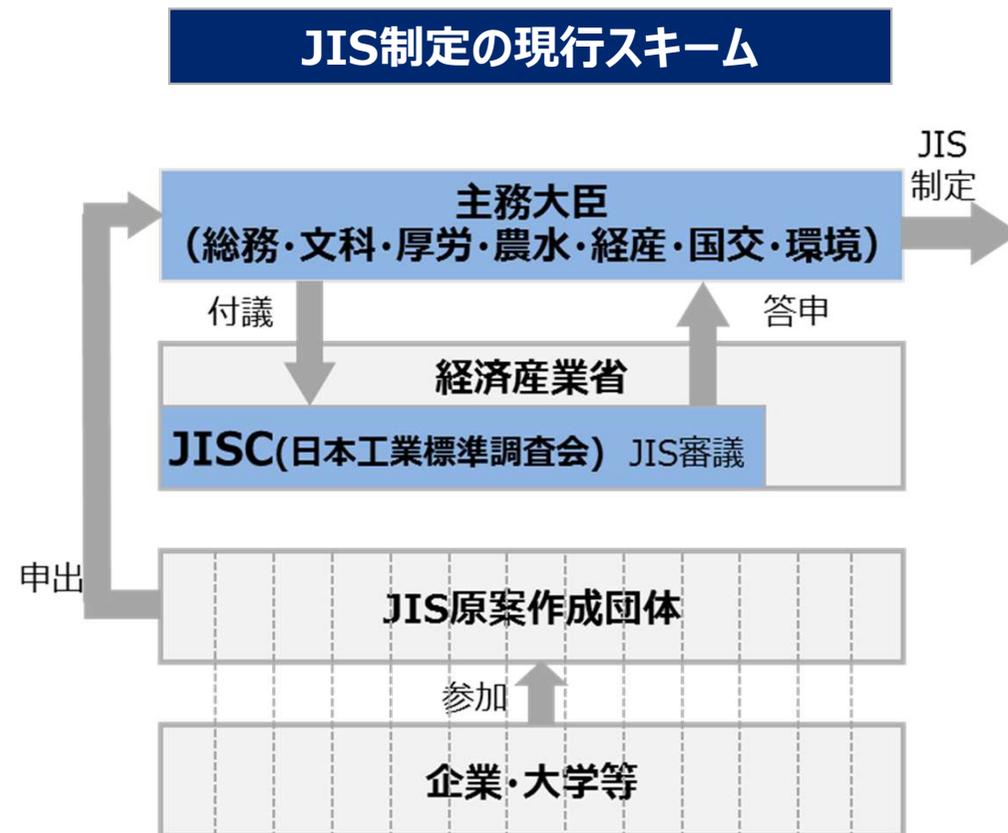
#### ③ 罰則の強化

認証を受けずにJISマークの表示を行った法人等に対する罰金刑の上限を1億円に引き上げる（現行は自然人と同額の上限100万円）。

#### ④ 国際標準化の促進

法目的に国際標準化の促進を追加する。

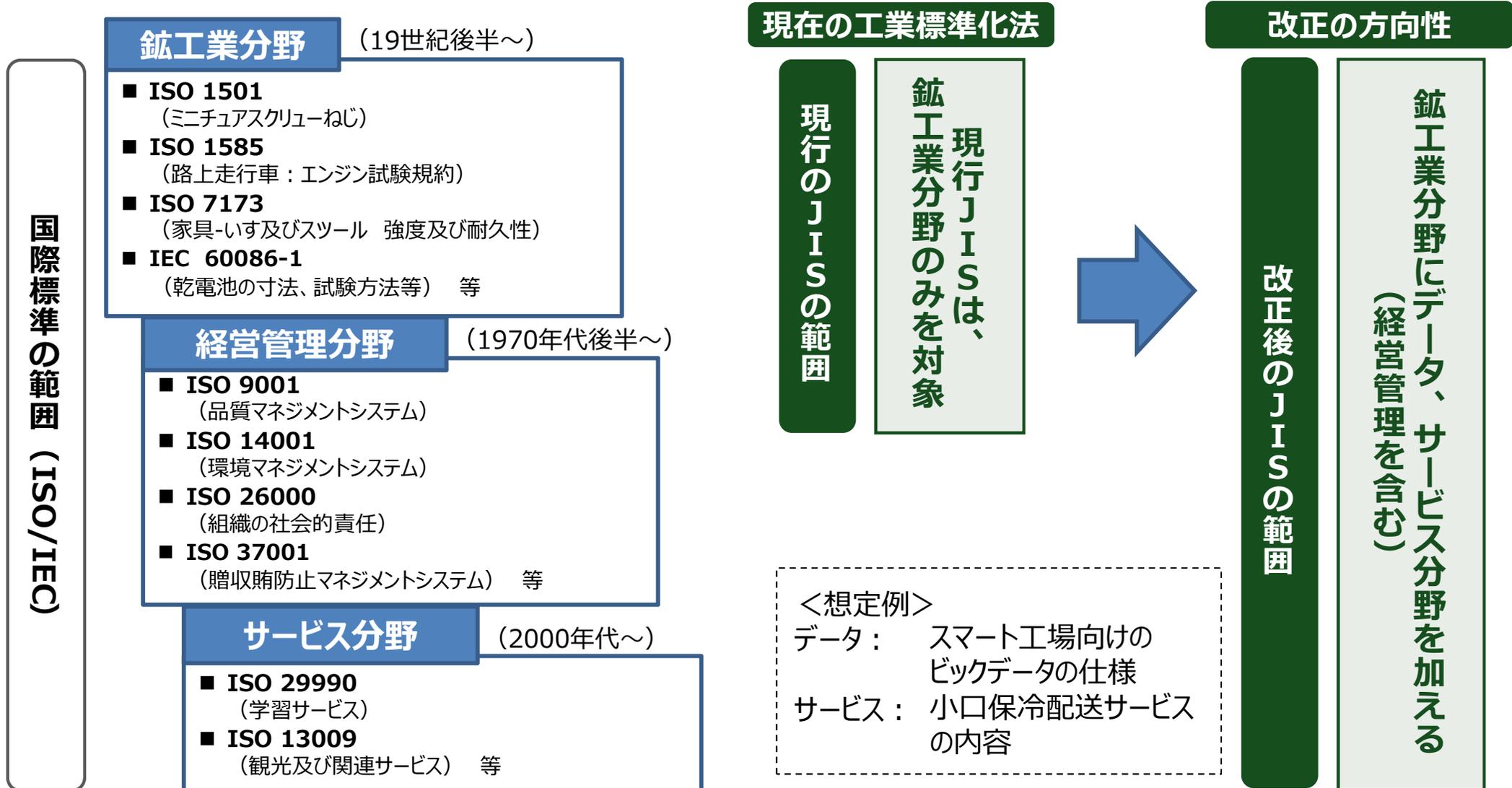
産業標準化及び国際標準化に関する、国、国研・大学、事業者等の努力義務規定を整備する。



## 2. 改正のポイント①JISの対象拡大・名称変更

- 国際標準の範囲に合わせ、JISの対象（JISマーク認証を含む。）にデータ、サービス分野を加える。それに伴い、「日本工業規格」を「日本産業規格」に、法律名を「産業標準化法」に改める。

※英語名称「JIS(Japanese Industrial Standards)」は継続。



※これに伴い主務大臣は、サービス業等の所管大臣まで拡大

# (参考) JISの対象として拡大された範囲 (改正法第2条)

(定義)

第二条 この法律において「産業標準化」とは、次に掲げる事項を全国的に統一し、又は単純化することをいい、「産業標準」とは、産業標準化のための基準をいう。

一 鉱工業品（医薬品、農薬、化学肥料、蚕糸及び農林物資（日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第二条第一項に規定する農林物資をいう。第十号において同じ。）を除く。以下同じ。）の種類、型式、形状、寸法、構造、装備、品質、等級、成分、性能、耐久度又は安全度

二～五 （略）

六 プログラムその他の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）（以下単に「電磁的記録」という。）の種類、構造、品質、等級又は性能

七 電磁的記録の作成方法又は使用方法

八 電磁的記録に関する試験又は測定の方法

九 （略）

十 役務（農林物資の販売その他の取扱いに係る役務を除く。以下同じ。）の種類、内容、品質又は等級

十一 役務の内容又は品質に関する調査又は評価の方法

十二 役務に関する用語、略語、記号、符号又は単位

十三 役務の提供に必要な能力

十四 事業者の経営管理の方法（日本農林規格等に関する法律第二条第二項第二号に規定する経営管理の方法を除く。）

十五 前各号に掲げる事項に準ずるものとして主務省令で定める事項

※主務大臣政令（平成30年9月12日官報公示）では、次のように主務大臣を規定

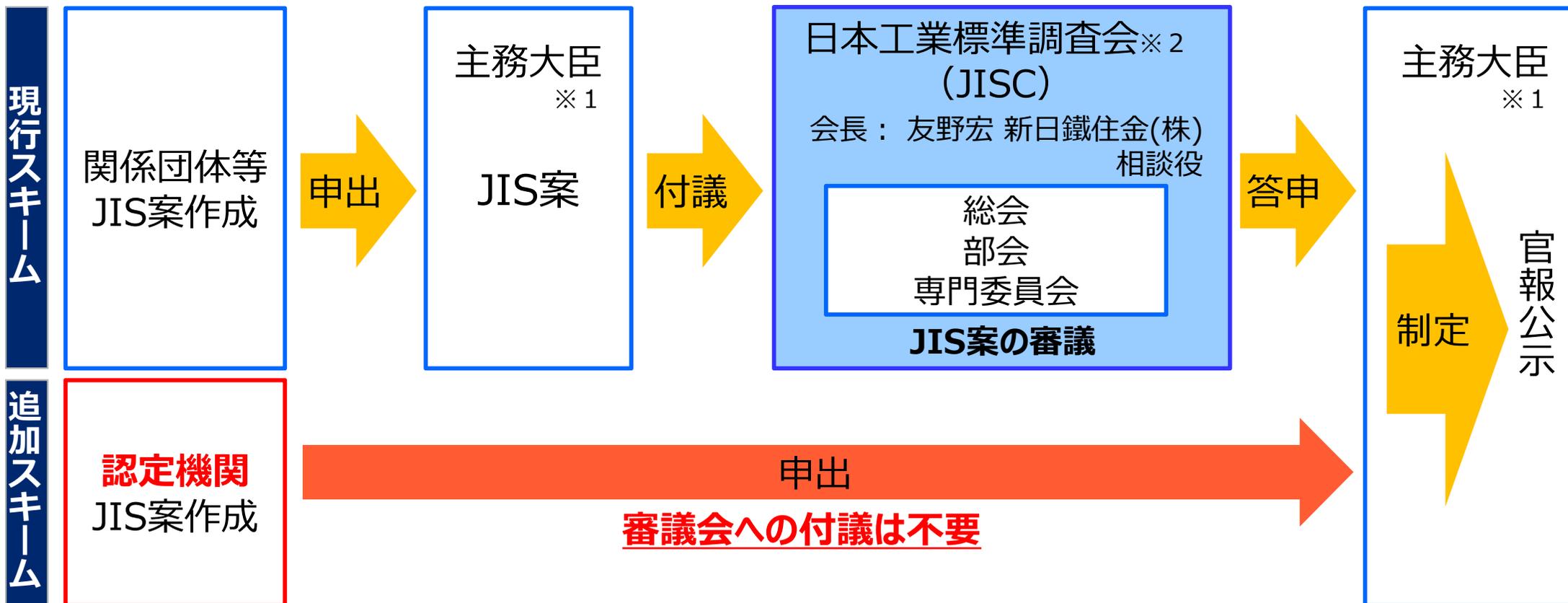
6～8号（データ）： 厚労、農水、経産又は国交であつて、当該電磁的記録の作成の事業を所管する大臣

10～13号（サービス）： 内閣総理大臣、総務、文科、厚労、農水、経産、国交又は環境であつて、当該役務の提供の事業を所管する大臣

14号（経営管理）： 役務と同じ大臣であつて、当該経営管理の方法も用いることが見込まれる事業を所管する大臣  
業種に普遍的な経営管理の方法については、経産大臣

## 2. 改正のポイント②JIS制定の民間主導による迅速化

- 第四次産業革命に伴うイノベーションに対応するため、標準化の専門知識及び能力を有する民間機関からのJIS案について、調査会の審議を経ずに迅速に制定するスキームを追加する。



### 現在の工業標準化法

現行JISは、大臣制定前に日本工業標準調査会の審議を経る必要がある

### 改正の方向性

一定の要件を満たす民間機関からのJIS案は調査会の審議を経ずに迅速に大臣が制定

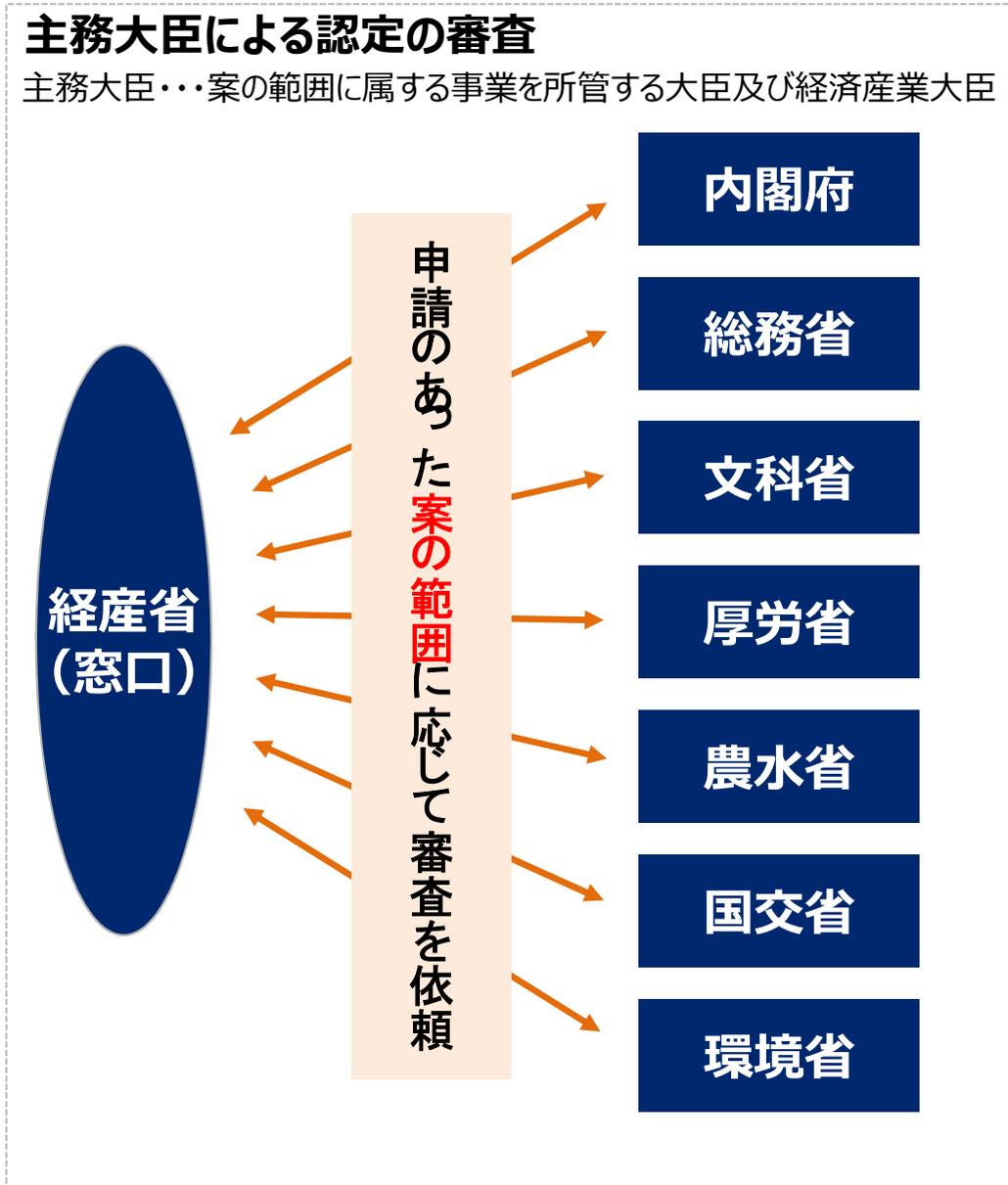
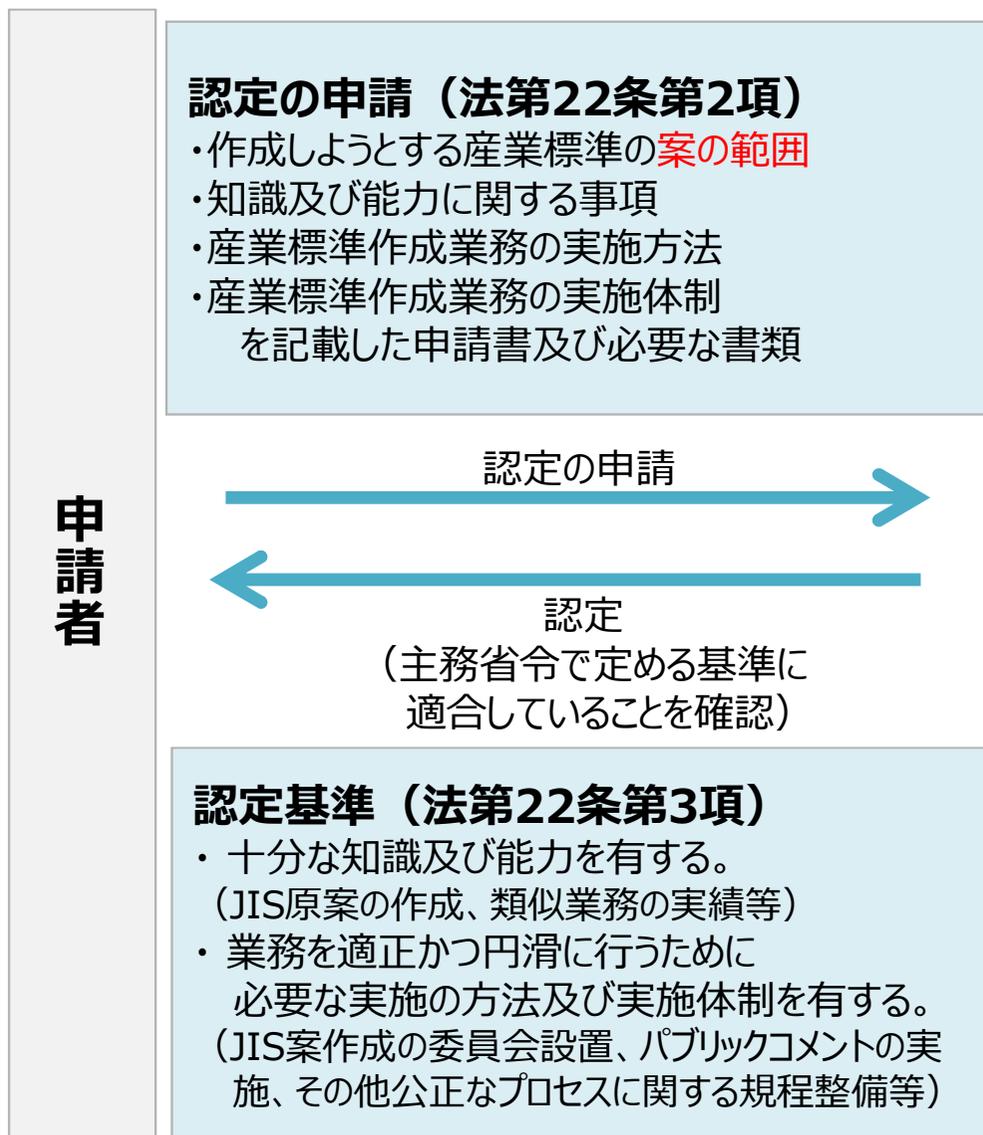
※JIS案の申出を受けてからすぐに制定することが可能になる

※1 現行法：総務省、文科省、厚労省、農水省、経産省、国交省、環境省  
改正法：内閣府、総務省、文科省、厚労省、農水省、経産省、国交省、環境省

※2 生産者・使用者・消費者などの全ての利害関係者で構成。  
工業標準化法第3条に基づき、JISC事務局は経済産業省。

# (参考) 認定機関の認定基準等

- 申請者は J I S 案の作成を予定する範囲を指定して主務大臣に申請し、主務大臣は認定基準に従って審査を行った上で認定する予定。



## 2. 改正のポイント③罰則の強化

- 国内素材メーカーの一連の品質データ不正事案の中で、JISマーク認証取消しが発生したことを踏まえ、JISマークを用いた企業間取引の信頼性確保のため、罰則を強化する。

### 現行制度における罰則の概要

#### <罰則の対象>

- 認証を取得していない事業者が、JISマークを表示した場合
- 認証取得事業者が、報告徴収及び立入検査に基づく、主務大臣による表示の除去・抹消又は販売停止の命令に違反した場合 等

#### <罰則の水準>

- 行為者： 1年以下の懲役  
又は100万円以下の罰金
- 法人： **100万円以下の罰金**

### 【参考】

#### 日本農林規格等に関する法律（JAS法） ※平成30年4月施行

#### <罰則の対象>

- 認証を取得していない事業者が、格付又は適合の表示を行った場合
- 認証取得事業者が、農水大臣による、格付又は適合の表示の除去又は抹消の命令に違反した場合 等

#### <罰則の水準>

- 行為者： 1年以下の懲役  
又は100万円以下の罰金
- 法人： **1億円以下の罰金（法人重科）**

### 現在の工業標準化法

法人に対する罰則の水準が  
同様の罰則を持つ他法と比較して低い



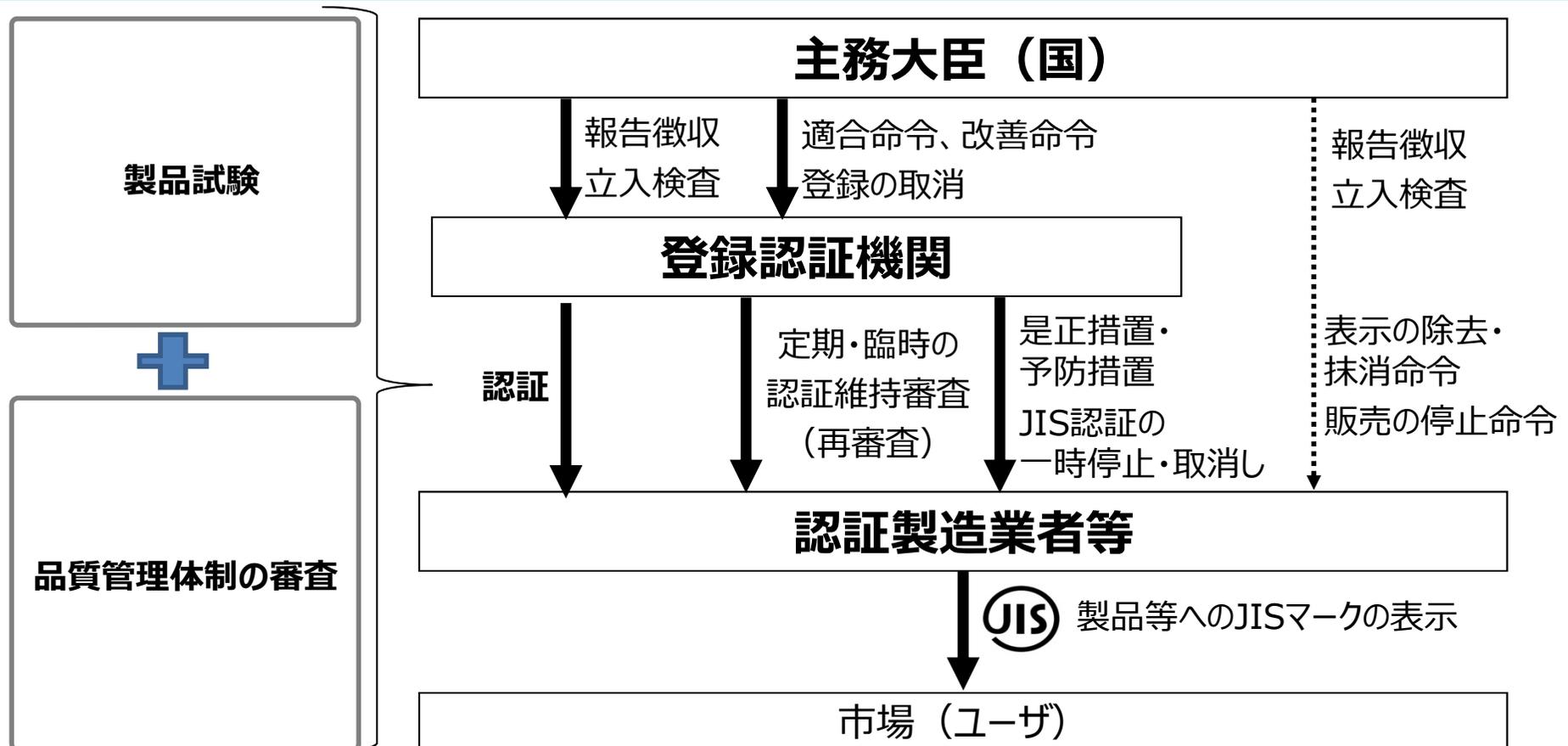
### 改正の方向性

法人重科を導入し、上限1億円の罰金刑とする

※他法と同様の水準で抑止力を効かせることが可能になる 10

# 参考 JISマーク表示制度の概要

- JISマーク表示制度は、製造事業者等が登録認証機関から①製品試験（JIS規格値への適合）及び②品質管理体制について審査による認証を受けて、認証製品にJISマークを表示できる制度。
- 登録認証機関は、基準に抵触すると判断した場合は、直ちに再審査のための現地調査を行い、是正措置、JISマーク表示の一時停止、認証取消し等の措置を行う。
- なお、JISの規格値を用いた企業間の契約の下で部品等の調達時に、製造事業者がJIS規格値を満足しない製品を出荷した場合は、当該契約違反に当たるものの、JIS法の違反とは言えない（JISマーク認証事業者が認証製品にJISマークを表示して出荷した場合を除く。）。



## 2. 改正のポイント④国際標準化の促進

- 法目的に国際標準化の促進を追加し、産業標準化及び国際標準化に関する、国、国研、大学及び事業者の努力義務規定を整備する。

### 法目的の追加（第一条）

第一条 この法律は、適正かつ合理的な産業標準の制定及び普及により産業標準化を促進すること並びに国際標準の制定への協力により国際標準化を促進することによつて、鉱工業品等の品質の改善、生産能率の増進その他生産等の合理化、取引の単純公正化及び使用又は消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

### 努力義務規定の追加（第七十条）

国は、産業標準の制定及び普及、国際標準に関する国際団体その他の国際的な枠組みへの協力並びに産業標準化及び国際標準化に関する業務に従事する者への支援を通じて、産業標準化及び国際標準化の促進に努めるものとする。

国立研究開発法人及び大学は、民間事業者と連携しつつ、産業標準化に資する研究開発、国際標準に関する国際団体その他の国際的な枠組みへの協力及びその他の産業標準化又は国際標準化に関する活動に主体的に取り組むよう努めるとともに、産業標準化又は国際標準化に関する業務に従事する者の職務がその重要性にふさわしい魅力あるものとなるよう、産業標準化又は国際標準化に関する業務に従事する者の適切な処遇の確保に努めるものとする。

事業者は、産業標準化に資する研究開発、国際標準に関する国際団体その他の国際的な枠組みへの協力及びその他の産業標準化又は国際標準化に関する活動に主体的に取り組むよう努めるとともに、産業標準化又は国際標準化に関する業務に従事する者の職務がその重要性にふさわしい魅力あるものとなるよう、産業標準化又は国際標準化に関する業務に従事する者の適切な処遇の確保に努めるものとする。

国、国立研究開発法人、大学、事業者その他の関係者は、産業標準化又は国際標準化に関する施策が効果的かつ効率的に実施されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

# 3. 今後の予定

## 施行日

■ 平成30年5月30日

### ・改正JIS法公布

認定機関制度：

拡大分野のJIS制定：

■ 平成30年11月29日

### ・準備行為施行

認定機関の申請と認定

JIS化手続き（制定・公示）

■ 平成31年7月1日

### ・全面施行

新法に基づく業務開始

新法に基づくJISの制定・公示

罰則強化

経過措置（※）

（※）旧JIS法に基づき任命されたJISC委員、制定されたJIS、JISマーク認証等は新法に基づくものとみなす。

## 関連政省令の整備状況及び今後の予定

### ○施行日政令等3政令の公布（9月12日）

- ①不正競争防止法等の一部を改正する施行期日を定める政令
- ②工業標準化法第69条第1項の主務大臣等を定める政令の一部改正  
対象範囲が拡大されたJISの主務大臣を規定するなど
- ③工業標準化法に基づく認証機関等に関する政令の一部改正  
認定機関の認定の有効期間を3年とするなど

### ○準備行為の施行（11月29日）に向けた関連規程類等を含む整備

- ・認定機関のJISの申出、認定基準等関連命令・告示のパブコメ（9月3日～10月2日）

### ○全面施行日（平成31年7月1日）に向けた関連規程類等を含む整備

- ・JISマーク関連政省令等の整備など

# ご聴講ありがとうございました。

経済産業省の支援メニューに関するお問い合わせ：

日本工業標準調査会事務局メールアドレス：[jisc@meti.go.jp](mailto:jisc@meti.go.jp)

日本工業標準調査会ホームページアドレス：

<http://www.jisc.go.jp/index.html>

経済産業省～「標準化・認証」の紹介ページ

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/kijyun/index.html>

経済産業省～「**JIS法改正（産業標準化法）**」の紹介ページ

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/JISho.html>

